

# 韓国の税務・会計に関するブリーフィングレポート

2014年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ソウル事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

## 目次

第1章 2014年度法人税等の主要改正点 .....	1
I. 法人税関連 .....	1
1. 貨幣性外貨建資産・負債の評価方法の改善（法人税法施行令 § 76） .....	1
2. 産業対応型教育費用に対する課税特例（租税特例制限法§104 の 18） .....	1
3. 中小企業の技術移転所得に対する租税減免（租税特例制限法§12①）.....	2
4. 研究人材開発設備に対する投資税額控除率の差等適用（租税特例制限法§11） .....	2
5. エネルギー節約施設に対する投資税額控除率の差等適用（租税特例制限法§25 の 2 ①） .....	3
6. 常用型時間制勤労者に対する雇用創出投資税額控除（租税特例制限法施行令 § 23） ..	3
7. 中小企業の雇用増加人員に対する社会保険料税額控除（租税特例制限法§30 の 4①） ..	4
II. 外国人投資に対する租税減免整備 .....	4
1. 配当減免制度の整備（租税特例制限法§121 の 2③） .....	4
III. 所得税関連 .....	5
1. 外国人勤労者課税特例制度の整備（租税特例制限法§16 の 2） .....	5
2. 所得控除の税額控除転換（所得税法 § 59 の 2, §59 の 4） .....	5
3. 勤労所得控除改正（所得税法 § 47①） .....	6
IV. 付加価値税関連 .....	6
1. 電子税金計算書発給に対する税額控除対象の縮小（付加価値税法 § 47①）.....	6
第2章 監査・会計基準の制定、改正現況 .....	6
I. 国際監査基準の導入 .....	6
1. 国際監査基準 .....	6
2. 国際監査基準導入による影響 .....	9
3. 日本における監査基準 .....	9
第3章 国際税務・税務行政の動向 .....	10
I. 国際税務の動向 .....	10
1. 2013年重要改正 .....	10
II. 税務調査の動向 .....	11
1. 税務調査の強化 .....	11
2. 最近の移転価格調査の傾向 .....	11
3. 最近の税務調査の選定方法 .....	13

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地会計事務所 KPMG サムジョン会計法人に作成委託し、2014年3月31日現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail: [OBA@jetro.go.jp](mailto:OBA@jetro.go.jp)

ジェトロ・ソウル事務所

E-mail: [KOS@jetro.go.jp](mailto:KOS@jetro.go.jp)

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a stylized, bold, serif font. The letters are black and set against a white background within a rectangular box.

## 第1章 2014年度法人税等の主要改正点

### I. 法人税関連

#### 1. 貨幣性外貨建資産・負債の評価方法の改善（法人税法施行令 § 76）

現行	改正																																				
<p><input type="checkbox"/> 外貨建資産・負債の評価方法</p> <p>● 銀行：①、②のうち選択</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貨幣性外貨建資産・負債</th> <th>通貨先渡・通貨スワップ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>期末の為替レートで評価</td> <td>評価損益を認定しない</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>期末の為替レートで評価</td> <td>評価損益を認定</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 銀行以外の法人：①、②のうち選択</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貨幣性外貨建資産・負債</th> <th>通貨先渡・通貨スワップ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>発生時の為替レートで評価</td> <td>評価損益を認定しない</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>期末の為替レートで 評価</td> <td>評価損益を認定</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 評価方法を選択しなければ①を適用、②の適用を選択して申告すれば継続適用(変更不可)</p>		貨幣性外貨建資産・負債	通貨先渡・通貨スワップ	①	期末の為替レートで評価	評価損益を認定しない	②	期末の為替レートで評価	評価損益を認定		貨幣性外貨建資産・負債	通貨先渡・通貨スワップ	①	発生時の為替レートで評価	評価損益を認定しない	②	期末の為替レートで 評価	評価損益を認定	<p><input type="checkbox"/> 外貨建資産・負債の評価方法</p> <p>● 銀行：①、②のうち選択</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貨幣性外貨建資産・負債</th> <th>通貨先渡・通貨スワップ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>期末の為替レートで評価</td> <td>評価損益を認定しない</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>期末の為替レートで評価</td> <td>評価損益を認定</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 銀行以外の法人：①、②のうち選択</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貨幣性外貨建資産・負債</th> <th>通貨先渡・通貨スワップ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>発生時の為替レートで評価</td> <td>評価損益を認定しない</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>期末の為替レートで 評価</td> <td>評価損益を認定</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 銀行は従来の通り、評価方法の変更は不可とし、<b>銀行以外の法人は5年経過後、再度選択可能</b></p>		貨幣性外貨建資産・負債	通貨先渡・通貨スワップ	①	期末の為替レートで評価	評価損益を認定しない	②	期末の為替レートで評価	評価損益を認定		貨幣性外貨建資産・負債	通貨先渡・通貨スワップ	①	発生時の為替レートで評価	評価損益を認定しない	②	期末の為替レートで 評価	評価損益を認定
	貨幣性外貨建資産・負債	通貨先渡・通貨スワップ																																			
①	期末の為替レートで評価	評価損益を認定しない																																			
②	期末の為替レートで評価	評価損益を認定																																			
	貨幣性外貨建資産・負債	通貨先渡・通貨スワップ																																			
①	発生時の為替レートで評価	評価損益を認定しない																																			
②	期末の為替レートで 評価	評価損益を認定																																			
	貨幣性外貨建資産・負債	通貨先渡・通貨スワップ																																			
①	期末の為替レートで評価	評価損益を認定しない																																			
②	期末の為替レートで評価	評価損益を認定																																			
	貨幣性外貨建資産・負債	通貨先渡・通貨スワップ																																			
①	発生時の為替レートで評価	評価損益を認定しない																																			
②	期末の為替レートで 評価	評価損益を認定																																			

<適用時期>2014年1月1日以降に開始する事業年度から適用

#### 2. 産業対応型教育費用に対する課税特例（租税特例制限法 § 104 の 18）

現行	改正
<p><input type="checkbox"/> 大学校またはマイスター高校等の職業教育訓練課程に教育費用、現場訓練手当等を支給する場合、その費用に対して研究人材開発費の税額控除を適用</p> <p><input type="checkbox"/> 大学校またはマイスター高校等に研究開発施設を寄付する企業に研究人材開発設備投資に対する税額控除を適用</p> <p>● 税額控除率：10%</p> <p><input type="checkbox"/> 適用期限：2013年12月31日</p>	<p><input type="checkbox"/> 大学校またはマイスター高校等の職業教育訓練課程に教育費用、現場訓練手当等を支給する場合、その費用に対して研究人材開発費の税額控除を適用</p> <p><input type="checkbox"/> 大学校またはマイスター高校等に研究開発施設を寄付する企業に研究人材開発設備投資に対する税額控除を適用</p> <p>● 税額控除率：企業規模によって差等適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 大企業：3%</li> <li>- 中堅企業：5%</li> <li>- 中小企業：10%</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 適用期限：2016年12月31日</p>

<適用時期>2014年1月1日以降に支出する分から適用

3. 中小企業の技術移転所得に対する租税減免（租税特例制限法 § 12①）

新設

- 中小企業の技術移転所得に対する税額減免を新設
  - 適用対象: 中小企業が特許権、産業財産権等の技術を他の企業に移転して発生する所得
  - 減免率: 当該所得の50%に対して法人税または所得税を減免
- 適用期限: 2015年12月31日

<適用時期> 2014年1月1日以降に技術を移転する分から適用

4. 研究人材開発設備に対する投資税額控除率の差等適用（租税特例制限法 § 11）

現行

- 研究人材開発設備に対する投資税額控除
  - 控除対象施設:
    - 研究試験用施設
    - 職業訓練用施設
    - 新技術事業化設備
  - 税額控除率
    - 10%
- 適用期限: 2013年12月31日

改正

- 研究人材開発設備に対する投資税額控除
  - 控除対象施設:
    - 研究試験用施設
    - 職業訓練用施設
    - 新技術事業化設備
  - 税額控除率
    - 大企業3%、中堅企業5%、中小企業10%
- 適用期限: 2015年12月31日

<適用時期> 2014年1月1日以降に投資する分から適用

5. エネルギー節約施設に対する投資税額控除率の差等適用（租税特例制限法 § 25 の 2 ①）

現行	改正
<input type="checkbox"/> エネルギー節約施設に対する投資税額控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 控除対象施設：               <ul style="list-style-type: none"> <li>- エネルギー節約型施設</li> <li>- 節水設備・機器</li> <li>- 新・再生エネルギー生産設備を製造するための施設</li> </ul> </li> <li>● 税額控除率               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 10%</li> </ul> </li> </ul> <input type="checkbox"/> 適用期限：2013年12月31日	<input type="checkbox"/> エネルギー節約施設に対する投資税額控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 控除対象施設：               <ul style="list-style-type: none"> <li>- エネルギー節約型施設</li> <li>- 節水設備・機器</li> <li>- 新・再生エネルギー生産設備を製造するための施設</li> </ul> </li> <li>● <b>税額控除率</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <b>大企業：3%、中堅企業5%、中小企業10%</b></li> </ul> </li> </ul> <input type="checkbox"/> <b>適用期限：2016年12月31日</b>

<適用時期> 2014年1月1日以降に投資する分から適用

6. 常用型時間制勤労者に対する雇用創出投資税額控除（租税特例制限法施行令 § 23）

現行	改正
<input type="checkbox"/> 雇用創出投資税額控除の計算時、雇用増加人員数の計算 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 常時勤労者：1名</li> <li>● 月間勤務時間が60時間以下の者：0.5名</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 雇用創出投資税額控除の計算時、雇用増加人員数の計算 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 常時勤労者：1名</li> <li>● 月間勤務時間が60時間以下の者：0.5名</li> <li>● <b>一定要件を満たした常用型時間制勤労者：0.75名</b></li> </ul>

※ 一定要件を満たした常用型時間制勤労者

一定要件を満たした常用型時間制勤労者とは、以下の要件を全て満たした場合の常用型時間制勤労者をいいます。

- ① 時間制勤労者を除いた常時勤労者数が前年度に比べて減少しないこと
- ② 契約期間が定められていないこと(常用職)
- ③ 常時勤労者と1時間当り賃金、福利厚生等で差別がないこと
- ④ 1時間当り賃金が最低賃金(2014年は1時間当り5,210ウオン)の130%以上であること

<適用時期> 2014年1月1日以降に開始する課税年度から適用

7. 中小企業の雇用増加人員に対する社会保険料税額控除（租税特例制限法 § 30 の 4①）

現行	改正
<p><input type="checkbox"/> 中小企業の雇用増加人員に対する社会保険料税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 常時勤労人員が増加した中小企業に対して税額控除           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 青年勤労者: 雇用増加人員 × 社会保険料</li> <li>- その他: 雇用増加人員 × 社会保険料 × 50%</li> </ul> </li> <li>● 雇用増加人員の計算           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 常時勤労者: 1名</li> <li>- 月間勤労時間が60時間以下の者: 0.5名</li> </ul> </li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 適用期限: 2013年12月31日</p>	<p><input type="checkbox"/> 中小企業の雇用増加人員に対する社会保険料税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 常時勤労人員が増加した中小企業に対して税額控除           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 青年勤労者: 雇用増加人員 × 社会保険料</li> <li>- その他: 雇用増加人員 × 社会保険料 × 50%</li> </ul> </li> <li>● 雇用増加人員の計算           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 常時勤労者: 1名</li> <li>- 月間勤労時間が60時間以下の者: 0.5名</li> <li>- <b>一定要件を満たした常用型時間制勤労者: 0.75名</b></li> </ul> </li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 適用期限: 2015年12月31日</p>

<適用時期> 2014年1月1日以降に開始する課税年度から適用

II. 外国人投資に対する租税減免整備

1. 配当減免制度の整備（租税特例制限法 § 121 の 2③）

現行	改正
<p><input type="checkbox"/> 外国人投資に対する租税減免</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人投資企業の所得税または法人税減免（最大5年間100%、追加2年間50%）</li> <li>● 外国人投資企業が申告事業を営むために取得する資産に対する取得税及び財産税を減免</li> <li>● 外国人投資企業が外国人投資資金として輸入する資本財等に対する関税を免除</li> <li>● 外国人投資企業が法人税または所得税減免期間中に発生した所得を源泉として外国人投資家に配当する場合、その配当に対する法人税、所得税を源泉所得の減免率によって減免</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> 外国人投資に対する租税減免</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人投資企業の所得税または法人税減免（最大5年間100%、追加2年間50%）</li> <li>● 外国人投資企業が申告事業を営むために取得する資産に対する取得税及び財産税を減免</li> <li>● 外国人投資企業が外国人投資資金として輸入する資本財等に対する関税を免除</li> <li>● <b>配当に対する減免を廃止</b></li> </ul>

<適用時期> 2014年1月1日以降に租税減免の決定を受ける分から適用

### III. 所得税関連

#### 1. 外国人勤労者課税特例制度の整備（租税特例制限法 § 16 の 2）

現行	改正
<input type="checkbox"/> 外国人勤労者課税特例の適用 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 選択により17%単一税率選択可能</li> <li>● 外国人勤労者の対象制限無し</li> <li>● 期間制限無し</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 外国人勤労者課税特例の適用 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 選択により17%単一税率選択可能</li> <li>● <b>雇用企業と特殊関係にある勤労者は適用から排除</b></li> <li>● <b>国内勤務開始日から5年間のみ適用可能</b></li> </ul>

**※ 雇用企業と特殊関係にある者**

雇用企業と特殊関係にある者とは、以下のいずれか一つに該当する者を言います。

- ① 直接または間接的に当該法人の経営に事実上影響力を行使する者
- ② 上記①に該当する者の配偶者または6親等以内の血族に該当する者

<適用時期> 2014年1月1日以降に発生する所得から適用。

※2014年1月1日以前に勤務を開始した外国人労働者の場合には、5年間の減免期間制限規定は適用されない。

#### 2. 所得控除の税額控除転換（所得税法 § 59 の 2, § 59 の 4）

現行	改正
<input type="checkbox"/> 子女関連所得控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 6歳以下の子女：1人当り100万ウォン</li> <li>● 出生または養子：1人当り200万ウォン</li> <li>● 多子女追加控除：               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 子女2名100万ウォン</li> <li>- 子女2名超過時、超過1人当り200万ウォン</li> </ul> </li> </ul>	<input type="checkbox"/> <b>子女税額控除に統合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子女2名以下：1人当り15万ウォン</li> <li>● 子女2名超過：30万ウォン+超過1人当り20万ウォン</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 特別控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療費：総給与額の3%限度内で支出額控除</li> <li>● 教育費：300万ウォン～900万ウォン限度内支出額</li> <li>● 寄付金：所得の10%または30%限度内支出額</li> <li>● 保険料：100万ウォン限度内支出額</li> <li>● 標準控除：100万ウォン（勤労所得者）、60万ウォン（事業者）</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <b>税額控除に転換</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>医療費、教育費、寄付金：支出額の15%</b></li> <li>● <b>保険料：12%</b></li> <li>● <b>限度は現在の所得金額限度を勘案して規定</b></li> <li>● <b>標準税額控除：勤労者12万ウォン、事業者7万ウォン</b></li> </ul>

<適用時期> 2014年1月1日以降に開始する課税年度から適用



### 3. 勤労所得控除改正（所得税法 § 47①）

現行		改正	
<input type="checkbox"/> 勤労所得控除		<input type="checkbox"/> 勤労所得控除	
総給与	控除率	総給与	控除率
500万ウォン以下分	80%	500万ウォン以下分	<b>70%</b>
500万ウォン超過1,500万ウォン以下分	50%	500万ウォン超過1,500万ウォン以下分	<b>40%</b>
1,500万ウォン超過3,000万ウォン以下分	15%	1,500万ウォン超過4,500万ウォン以下分	<b>15%</b>
3,000万ウォン超過4,500万ウォン以下分	10%	<b>4,500万ウォン超過1億ウォン以下分</b>	<b>5%</b>
4,500万ウォン超過分	5%	<b>1億ウォン超過分</b>	<b>2%</b>

<適用時期>2014年1月1日以降に開始する課税年度から適用

## IV. 付加価値税関連

### 1. 電子税金計算書発給に対する税額控除対象の縮小（付加価値税法 § 47①）

現行	改正
<input type="checkbox"/> 電子税金計算書発給税額控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象: 個人事業者、法人事業者</li> <li>● 控除税額: 1件当り200ウォン、年間限度100万ウォン</li> </ul> <input type="checkbox"/> 適用期限: 2013年12月31日	<input type="checkbox"/> 電子税金計算書発給税額控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>対象: 個人事業者</b></li> <li>● 控除税額: 1件当り200ウォン、年間限度100万ウォン</li> </ul> <input type="checkbox"/> <b>適用期限: 2015年12月31日</b>

<適用時期>2014年1月1日以降に発行する電子税金計算書から適用

## 第2章 監査・会計基準の制定、改正現況

### I. 国際監査基準の導入

#### 1. 国際監査基準

##### (1) 概要

金融委員会は2012年12月12日に、韓国公認会計士会が国際監査基準（ISA：International Standard on Auditing）を反映した会計監査基準を承認した。

##### (2) 期待効果

国際監査基準の受容に伴い監査基準の国際的な整合性を向上し、監査基準の明瞭性の強化によって理解を容易にし、目的中心およびリスク中心の監査アプローチ法を通じた監査品質の向上が期待される。また、連結実体中心の会計監査基準を導入し、連結監査に対する責任の一元化を通じて投資家保護および健全な資本市場の育成に寄与することが予想される。

### (3) 施行日

2013年12月31日以降に開始する事業年度の財務諸表に対する監査から適用し、比較財務諸表（前期）は従来の監査基準を適用する。

### (4) 主な改正内容（新、旧比較）

監査基準書の内容	現行	改正
監査の性格	言及なし	監査は犯罪嫌疑を明らかにしようとする公的捜査ではないことを明示。監査基準は経営陣または支配機構に責任を賦課するものではないことを明示（そのような責任は他法律または規定で定めるものである）。
監査業務に関連する文書の保存期間	明確な保存期間の例示はない。 *株式会社の外部監査に関する法律（以下、外監法）は監査終了時点から8年間	一般的に監査報告書日から5年以上（外監法監査は法定保存期間8年）。
文書化規定	監査基準書230（監査文書）を除いた他監査基準書で個別文書化規定はほとんどない。	各監査基準書毎に個別的な文書化規定を細かく定めている。 → 監査人の文書化要求事項を非常に幅広く、細部にわたって規定している。監査業務のうち文書化に投入される時間がより多くなる可能性が高い。
支配機構とのコミュニケーション事項	一般的な規定以外では、監査段階別には規定していない。	支配機構およびコミュニケーション事項、コミュニケーション手続を監査の進行段階別、イシュー別に明確に提示する。（上場法人の場合、独立性に関連する事項、監査人の責任に関する事項、計画された監査範囲および時期、監査実施中の有意的発見事項など）
支配機構とのコミュニケーション方式	口頭または書面（口頭の場合、その内容は監査調書に文書化）	口頭によるものが適切ではないと判断される場合は書面による。特に、内部統制の有意的な不備点、独立性に関連する事項は必ず書面方式でコミュニケーションを取ること。
外部照会—積極的な照会に対する未回答	代替的な監査手続を経る（照会先担当者との接触、内部書類の検	積極的な照会に対して未回答の場合、代替的な監査手続では監督基準により要求される証拠を得られないと思われる。監査業務または監査

監査基準書の内容	現行	改正
	討、cut-off test 等)	<p>意見に反映しなければならない。</p> <p>* 監査証拠が企業外部でのみ入手可能な場合、また企業内部の統制無力化や共謀等により内部資料を信頼できない場合が、“積極的な照会”が必要な例に該当する。</p> <p>* 積極的な照会－確認当事者が照会状の情報に同意するかどうかを表示して監査人に直接回答するようにする要請。</p> <p>* 消極的な照会－確認当事者が照会状の情報に同意しない場合にのみ監査人に直接回答するようにする要請。</p>
外部照会－消極的な照会	規定なし	<p>許容可能な事前条件を明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 会社の統制が効果的に運営されていることの確認が出来る場合</li> <li>- 少額で同質の多数取引が発生する場合。</li> <li>- 照会の不一致事項が発生する可能性が低いと予想される場合。</li> <li>- 確認当事者が消極的な照会に対しての返答を行うか否かが不明な場合。</li> </ul>
グループ財務諸表監査－監査人間の相互関係	他監査人は主監査人に協力しなければならない。	<p>部門監査人には監査基準上の協力義務がない。ただし、外監法上の連結監査人は、職務実施のために必要な場合、“関係会社監査人に対する監査関連提出等、必要な協力を要請する権利”がある。関係会社監査人はこれに直ちに従わなければならない（法第6条）。</p>
グループ財務諸表監査－部門に対する監査	① 主監査人が直接実施	<p>① グループ監査人が直接実施</p> <p>* グループ監査人の監査手続が全面的かつ広範囲である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループ監査業務条件の合意</li> <li>- グループ監査に対する監査戦略および監査計画の樹立</li> <li>- グループおよび部門とその環境に対する理解</li> <li>- 部門監査人に対する理解</li> <li>- 部門財務情報に対する実施業務類型の決定</li> <li>- 部門監査人が実施した業務に対する関与</li> </ul>

監査基準書の内容	現行	改正
	② 他監査人の監査報告書のみ利用  ③ 他監査人の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 部門監査人とのコミュニケーションおよびその実施業務の適切性評価</li> <li>- グループ支配機構とのコミュニケーション</li> </ul> ② 許容される根拠がない。  ③ 部門監査人の利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループ監査人：部門監査人に対する理解、業務要請および指示、実施した業務および調書の検討、コミュニケーション等の現行基準より非常に強化された監査指揮、監督を要求する。</li> </ul>
グループ財務諸表監査－監査報告書での責任区分を記載	記載許容（ただし、他監査人の監査報告書のみに基づいた場合）	部門監査人との責任分割を許容しない。（他監査人の監査報告書のみでは監査証拠とすることができず、グループ監査人はグループ財務諸表に対して全面的な責任を負う）

## 2.国際監査基準導入による影響

他監査人の監査結果を活用して主監査人および他監査人の責任区分表示を許容する現行の会計監査基準とは異なり、国際会計監査基準はこのような責任区分の言及を許容せず、主監査人が対外的にすべての責任を負担することになる。そのため、国際会計監査基準では主監査人が他監査人の業務に積極的に関与していくことを要求すると予想される。

## 3. 日本における監査基準

韓国と同様に新国際監査基準（New ISA）を完全導入してはいないものの、自国の監査基準を New ISA に一致させることの計画および改正を行った。

現在、New ISA 600（グループ財務諸表に対する監査）に対応する監査基準が制定されているため、日本でも監査報告書に責任区分文言の表示を許容してはいない。

## 第3章 国際税務・税務行政の動向

### I. 国際税務の動向

#### 1. 2013年重要改正

##### (1) 輸入税金計算書の修正発給事由の改正（付加価値税法施行令第72条）

従来、輸入者が自ら修正申告をしたか更正請求をしたかにかかわらず、管轄税関長が付加価値税を徴収または還付する場合には、すべて修正した輸入税金計算書を発給することにより、自ら修正申告または更正請求をした誠実申告者との課税衡平性の問題が提起されてきた。しかし、2013年7月1日に付加価値税法施行令が改正され、今後は輸入者が補正申請、修正申告または更正請求をして税関長が税額の納付を受けるか、徴収または還付した場合等のみ修正した輸入税金計算書を発給することを原則とするものの、輸入者が課税標準または税額を更正することを事前に把握して「関税法」により修正申告または更正請求をするか、税関長が課税標準または税額を決定するか更正する場合には、自己の帰責事由がないことを証明する場合等に限り、修正した輸入税金計算書を発給するようにした。これにより、2013年7月1日以降に関税調査等により関税追徴が行われる場合、輸入税金計算書の修正発給を受けられず、これにより関連する仕入税額については仕入税額控除を受けることが不可能となった。

##### (2) 国外特殊関係者との支払保証取引に対する正常価格算出基準の整備

###### （国際租税調整に関する法律施行令第6条の2第3項）

2013年2月15日の改正により、国外特殊関係者との支払保証役務取引に対する正常価格算出方法を、保証人が支払保証取引で負担するリスクと費用に基づいて算出する方法および被保証人が支払保証取引で得ることになる期待便益に基づいて算出する方法等と規定され、国税庁長が定める方法により算出した手数料等を正常価格とみなし、国外特殊関係者との支払保証役務取引の正常価格算出方法を明確にした。これにより、2013年2月15日以降に国外特殊関係者と支払保証役務取引を行う場合、当該手数料がこの法律により規定している正常価格算出方法により算出された正常価格と比較をし、適正な価格であるかを検討しなければならない。

## II. 税務調査の動向

### 1. 税務調査の強化

#### (1) 厳しさを増した税務調査

新政府の福祉公約の履行のためには、基本税収の目標値以外に年平均 6 兆ウォン相当の税収を追加で取り立てなければならないにもかかわらず、企画財政部によると、2013 年の国税収入は 201 兆 9 千億ウォンであり、追加更正予算案当時に算定していた歳入予算である 210 兆 4 千億ウォンより 8 兆 5 千億ウォン不足している状況であった。新政府は政権初期から増税のない税収確保を掲げているため、今後、不足税収を補填するために、厳しさを増した税務調査が予想される。

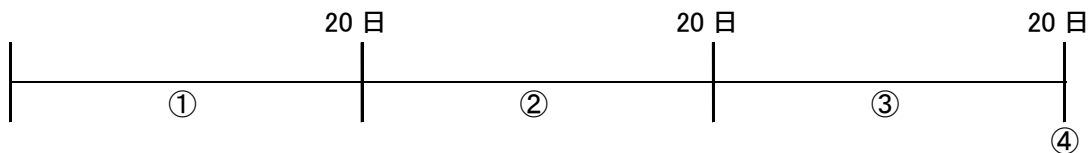
#### (2) 海外脱税調査のための国際共助体制の強化

スイスと租税情報を交換するようにする内容である、改正された租税条約が昨年発効されただけでなく、代表的な租税避難先であるマーシャル諸島、クック諸島、バハマ、バヌアツ等とも租税情報交換協定を締結した。また、国税庁はアメリカ、イギリス、日本、オーストラリア等と租税避難先を利用した域外脱税情報の共助をより拡大することにした。国税庁はこのような各国の税政当局との情報交換を活用し、“租税避難先 (Tax Haven)”を通じて資金を海外に逃避させることにより、国内の税金、金融規制などの社会的な義務を回避する海外脱税行為の遮断のための税務調査を強化している。

### 2. 最近の移転価格調査の傾向

#### (1) 移転価格調査期間別の実施業務

移転価格に対する税務調査は約 3 ヶ月（営業日基準で 60 日）所要され、調査期間別に実施する業務は以下の通りである。



##### ① 会社に対する理解および資料要請

税務調査チームでは、会社に対する理解および特殊関係者間の取引内容を確認できる資料（移転価格分析報告書、税務調整計算書、監査報告書、会社紹介資料など）を要請し、会社を選択した正常価格算出方法が適正であるかについて検討を行う。

## ② 正常価格範囲に対する論議および予想課税額の算定

選択された正常価格算出方法により適正に比較対象が選定されたかを確認するために比較対象会社、運転資本調整の必要性、複数年度分析の必要性、取引の統合および分離等に対して検討することとなり、税務調査チームで予想するおおまかな課税価額が算定される。

## ③ 移転価格審議委員会の開催

税務調査チームで算定した予想所得調整金額が 50 億ウォン以上であるか、納税者が異議を提起する場合、移転価格審議委員会を開催して移転価格税務調査の結果が適正に行われたかどうかについて検討を行う。

## ④ 調査結果の通知

税務調査チームは調査完了後に確定された所得調整価額を納税者に通知することになり、その結果により、会社は不服手続（課税前適否審査、不服請求、APA など）を進行するかどうかが決定しなければならない。

## (2) 移転価格調査時の主なイシュー事項

移転価格調査時に主に発生するイシュー事項は以下の通りである。

イシュー事項	検討内容
正常価格算出方法の適正性	<ul style="list-style-type: none"><li>法人税税務調整申告書と移転価格検討報告書が同一な正常価格算出方法を適用しているかどうか</li><li>再販売取引を行う場合、再販売価格法と取引純利益率法のうち、合理的な方法を検討。</li><li>会社が行う個別取引を統合して評価する必要があるかどうか</li></ul>
比較対象会社の検証	<ul style="list-style-type: none"><li>母集団の選定が適正であるかどうか</li><li>比較対象会社の選定基準が適正に適用されたかどうか</li></ul>
算出された正常価格範囲の適用	<ul style="list-style-type: none"><li>算出された正常価格範囲を適用する事業年度の決定（特定年度または調査対象を前提とする事業年度）</li></ul>
Intra-Group Service	<ul style="list-style-type: none"><li>国外特殊関係者とのサービス、ロイヤルティー、使用料取引に対する取引価額が適正に決定されたかどうか</li><li>国外特殊関係者から提供されるサービス等において当該費用および実施業務内容に対して客観的な資料を入手することができるかどうか</li></ul>

### 3.最近の税務調査の選定方法

#### (1) 制度の概要

国税庁は2009年に国税行政変化案の一環として、税務調査対象選定の客観性および予測の可能性を高めることで国民の信頼を回復するため、税務調査の選定基準を確定した後、その選定基準によって税務調査を実施していた。最近その選定基準の改正が行われ、国税庁は2014年から、売上高3,000億ウォン以上の法人を5年周期の循環調査対象に含めることとした。これまで、5年周期循環調査の対象法人は売上高5,000億ウォン以上の大法人であった。

また、中小企業に対する税制支援として、売上高500億ウォン未満の法人は調査比率を縮小することとし、100億ウォン未満の法人は原則的に税務調査の定期選定から除外することとした。

税務調査の規模については、例年1万8,000～1万9,000件の水準を維持して進行しているが、2014年については、国税庁は年間総調査件数を前年より縮小した1万8千件以下にする方針であることを明らかにしている。

現行の国税庁の売上規模別の税務調査の選定基準は以下の通りである。

区分	売上高3千億ウォン以上	売上高1千億～3千億ウォン	売上高1千億ウォン未満
選定基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 5年周期の循環調査</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 誠実度評価による選定</li><li>・ 10年以上の長期未調査法人は優先選定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 誠実度評価による選定を原則</li><li>・ 売上高500億ウォン未満の法人は調査比率を縮小</li><li>・ 売上高100億ウォン未満の法人は税務調査の定期選定から除外</li></ul>

以上